

ヤングケアラーって なんだろう？

ヤングケアラーとは、

ほんとう おとな おこな か もの りょうり そうじ かじ かぞく
 本当なら大人が行うような、買い物、料理、掃除などの家事や、家族の

お世話せわを日常的にちじょうてきにしているこどものことです。身体からだや精神せいしんに障がいしょうがい・病気びょうきのある親、

高齢こうれいの祖父母そふぼ、幼いおきなきょうだいなどの世話せわをすることで、とても負担ふたんになっていることがあります。



しょう びょうき
障がいや病気のあ
かぞく か
る家族に代わり、
か もの りょうり そうじ
買い物・料理・掃
除・洗濯などの家
じ
事ことをしている



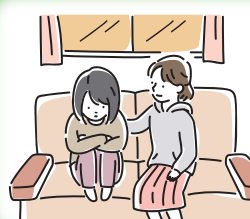
かぞく か
家族に代わり、
おきな
幼いきょうだいの
せわ
お世話お世話をしている



にほんご はな
日本語が話せない
かぞく しょう
家族や障がいしょうがいのあ
る家族のために通
やく
訳わけをしている



しょう びょうき
障がいや病気のあ
かぞく せわ
る家族のお世話お世話や、
かんびょう にゆうしょく
看病、入浴やトイレ
の介助かいじょをしている



せいしんてき ふあんてい
精神的に不安定な
かぞく はなし き
家族の話はなしを聞いて
いる



かけい はたら
家計のために働い
たり、かけい かんり
家計の管理
をしりして、しょう
障
がいや病気のあ
る
かぞく たす
家族を助けている

れいわ ねん がつ とうどうふけん しちようそん かくしゅしえん つと たいしやう かぞく かいこ た にちじょうせいかつじやう せわ
 令和6年6月、「ヤングケアラー」は都道府県や市町村が各種支援に努めるべき対象として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を
 過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に明記されました。

家族のお世話をしている、こんな影響が出ていませんか？

家族の手伝い・手助けをするのは「ふつうのこと」と思うかもしれませんが、でも、学校生活に影響が出たり、
 ころやからだに不調を感じるほどの重い負荷がかかっている場合は、すこし注意が必要です。

- 遅刻・早退・欠席が増える
- 勉強の時間が取れない
- 部活動に行けない
- 行きたい学校への進学をあきらめてしまう
- お友達と話したり遊んだりする時間が少ない
- お世話について話せる人がおらず、孤独を感じる
- お世話をしていることで疲れてしまう

こどもの権利を知っていますか？

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、世界中すべての子どもたちが持つ権利を定めた条約です。

生きる権利



- 命が守られ、安全に安心して暮らせること
- 病気の時に、病院などで手当てを受けることができること

育つ権利



- 教育を受けられること
- 遊び、スポーツ、芸術などを楽たのしめること
- 疲れたときに、休むことができること
- 失敗しても何度でもやり直せること

守られる権利



- 一人一人のちがいがみとめられ、ありのままのじぶん たいせつ 自分が大切にされること
- 虐待、いじめ、体罰、偏見、差別などから守られること
- つらく困ったときには、安心して相談できること
- からだ ころ きち 体や心が傷ついたとき、回復するまで手当てをしてもらえること

参加する権利



- 自分の気持ちを大切に受け止められること
- みんなで話合あって決めること
- 考えや感じたことを自由じゆうに表現ひょうげんできること
- 仲間と社会の活動に参加さんかできること
- 社会の一員として、気持ちを言えること